

山鹿市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第 1 0 号

山鹿市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市国民健康保険条例施行規則（平成 1 7 年山鹿市規則第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第 1 章 総則」を削る。

「第 2 章 山鹿市国民健康保険事業の運営に関する協議会」を削る。

第 1 0 条を削り、第 1 1 条を第 1 0 条とし、第 1 2 条を第 1 1 条とする。

第 3 章を削る。

「第 4 章 保険給付」を削る。

第 1 4 条第 1 項第 3 号を削り、同条を第 1 2 条とする。

第 1 5 条中「及び被保険者証」を削り、同条を第 1 3 条とする。

附則第 2 項の前の見出し、同項及び第 3 項を削り、附則第 4 項を附則第 2 項とする。

様式第 1 号中「第 1 4 条」を「第 1 2 条」に、「被保険者証」を「被保険者」に、「出産児」を「出生児」に改める。

様式第 2 号中「第 1 5 条」を「第 1 3 条」に、「被保険者証」を「被保険者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。